

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村シルバー人材センター会費基準

(目的)

第1条 この基準は、昭和村シルバー人材センター（以下「センター」という。）設置運営規程第10条に定める会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、別表に定める額とする。

2 会長は、経済的事情または病気等の理由により、前項により難い会員の会費納入を免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回3月末日までに納入するものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、会費に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種 別	会 費 額
会 員	年額2,000円